- ■伊勢崎市立地適正化計画策定の経過・体制
- ■伊勢崎市立地適正化計画策定協議会設置要網・委員名簿
- ■伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会設置要綱
- ■伊勢崎市都市計画審議会への諮問・答申
- ■用語の解説

# ■伊勢崎市立地適正化計画策定の経過・体制

# ①伊勢崎市立地適正化計画策定の経過

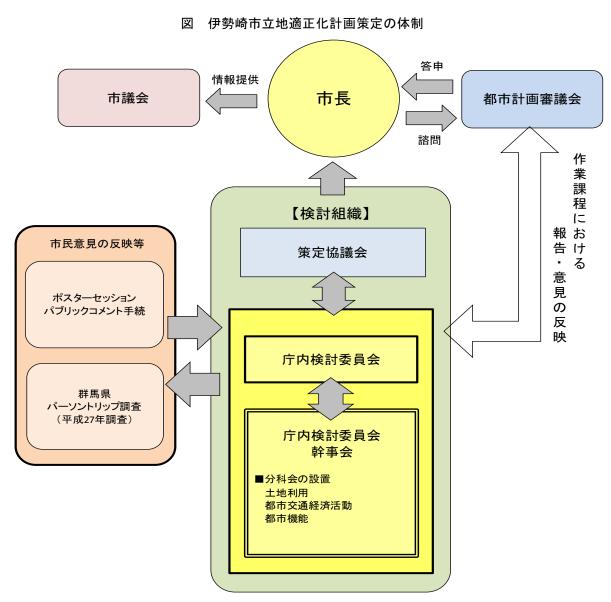
日 時	内 容
平成28年10月13日	第19回伊勢崎市都市計画審議会
10月24日	第 1 回伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会
12月26日	伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会幹事会 (第1回)
平成29年 1 月19日	第1回伊勢崎市立地適正化計画策定協議会
2月10日	第20回伊勢崎市都市計画審議会
2月13日	伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会幹事会(第2回)
3月10日	第2回伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会
3月23日	第2回伊勢崎市立地適正化計画策定協議会
5月22日	伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会幹事会(第3回)
7月18日	第21回伊勢崎市都市計画審議会
7 月27日	伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会幹事会(分科会)
8月2日	第3回伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会
8月31日	第3回伊勢崎市立地適正化計画策定協議会
10月2日	伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会幹事会 (第4回)
11月3日	ポスターセッションの実施(あずま産業祭)
11月5日	ポスターセッションの実施(欅祭あかぼり)
11月12日	ポスターセッションの実施(さかい産業祭)
11月14日~11月16日	ポスターセッションの実施(赤堀支所資料展示室)
11月22日	伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会幹事会(第5回)
11月23日	ポスターセッションの実施(伊勢崎市農業まつり)
11月29日~12月1日	ポスターセッションの実施(あずま支所ロビー)
12月5日~12月7日	ポスターセッションの実施(境支所ロビー)
12月9日~12月13日	ポスターセッションの実施(伊勢崎市役所東館1階市民ホール)
12月14日	第4回伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会
12月22日	第4回伊勢崎市立地適正化計画策定協議会
平成30年1月17日~2月16日	パブリックコメントの実施
3月6日	第22回伊勢崎市都市計画審議会(諮問・答申)

## ②伊勢崎市立地適正化計画策定の体制

伊勢崎市立地適正化計画の策定にあたっては、「伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会」など の各種会議で検討を進め、学識経験者、関係団体等からの推薦を受けた者及び関係行政機関の職員 により構成される「伊勢崎市立地適正化計画策定協議会」で審議し、計画案を作成していただきま した。

計画案の作成にあたり、計画の目的やまちづくりの基本方針などについて住民周知を図るため、「ポスターセッション\*」を実施し、また、市民からの意見を反映するため、「パブリックコメント手続」を実施しました。

「伊勢崎市立地適正化計画策定協議会」から提言された計画案は、「伊勢崎市都市計画審議会」 に諮問され、その答申を受けて市長が定めました。



※:ポスターセッションとは、資料(今回は、計画素案の概要)を大判のパネル等で掲示し、市民の皆さんと 直接対話をしながら、内容の説明、意見交換をする手法のこと。

# ■伊勢崎市立地適正化計画策定協議会設置要綱・委員名簿

# ①伊勢崎市立地適正化計画策定協議会設置要綱

#### 伊勢崎市立地適正化計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく伊勢崎市立 地適正化計画(以下「計画」という。)を策定するため、伊勢崎市立地適正化計画策定協議会(以下 「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の所掌事務は、次の事項について協議し、その結果を市長に提言するものとする。
  - (1) 計画の策定に関すること。
  - (2) その他計画策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者 2人以内
  - (2) 関係団体等から推薦を受けた者 7人以内
  - (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- 2 前項第3号に掲げる委員が協議会の会議(以下「会議」という。)に出席できないときは、当該行政機関におけるその職務を代理する者が、当該委員に代わり議事に参与し、議決に加わることができるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から提言が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、都市計画部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年1月19日から施行する。

# ②伊勢崎市立地適正化計画策定協議会委員名簿

区分	分野	所属	役職等	委員氏名
学識経験者	地域 交通計画	公立大学法人 前橋工科大学	教授	◎ 森田 哲夫
	交通工学	独立行政法人 国立高等専門学校機構 群馬工業高等専門学校	助教	〇 鈴木 一史
関係団体等からの推薦を受けた者	商工業	伊勢崎商工会議所	女性会 副会長	内山 美智子
	商工業	群馬伊勢崎商工会	理事	齋藤 千代子
	医療	一般社団法人 伊勢崎佐波医師会	理事	美原 樹
	福祉	社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会	常務理事	多賀谷 茂
	交通	国際十王交通株式会社	代表取締役 専務	石倉 潤一
		国際十王交通株式会社伊勢崎営業所	(所長)	(桑原 英司)
			(所長)	(山岸 晃)
	開発・居住	一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会 伊勢崎支部	支部長	角内 益治
	住民代表	伊勢崎市区長会	監事	新井 周雄
関係行政機関の職員	都市計画	群馬県県土整備部都市計画課	課長	山口 修
	地域振興等	伊勢崎行政県税事務所	所長	上田 章二
	医療・福祉	伊勢崎保健福祉事務所	所長	新保 政彦
			(所長)	( 清水 重昭)

注) ◎印は会長、○印は副会長を示す。

<sup>( )</sup>内は前任者を示す。

# ■伊勢崎市立地適下化計画庁内検討委員会設置要綱

## ①伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会設置要綱

伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画(以下「計画」という。)の策定及び見直しを行うに当たり、伊勢崎市立地適正化計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 計画の策定及び見直しに必要な事項の調査及び検討に関すること。
  - (2) 計画原案の作成に関すること。
  - (3) その他計画の策定及び見直しに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長には副市長の職にある者を、副委員長には都市計画部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(幹事会)

- 第6条 検討委員会に幹事会を置き、第2条に規定する所掌事務について資料の収集、調査及び研究 を行い、その結果を検討委員会に報告する。
- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事長には都市計画部副部長の職にある者を、副幹 事長には都市計画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要と認めるときは、幹事会に分科会を置くことができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長及び幹事長は、必要があると認めるときは、会議及び幹事会に関係者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会及び幹事会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

# 別表第1(第3条関係)

副市長長寿社会部長総務部長経済部長企画部長建設部長財政部長都市計画部長環境部長水道局長健康推進部長教育部長

福祉こども部長

### 別表第2(第5条関係)

都市計画部副部長 文化観光課長 管財課長 土木課長 建築指導課長 安心安全課長 企画調整課長 住宅課長 財政課長 都市計画課長 環境保全課長 公園緑地課長 交通政策課長 区画整理課長 健康づくり課長 下水道整備課長 子育て支援課長 市街地整備課長

こども保育課長 工務課長

 高齢政策課長
 農業委員会事務局長

 商工労働課長
 教育部総務課長

 企業誘致課長
 学校教育課長

 農政課長
 生涯学習課長

# ■伊勢崎市都市計画審議会への諮問・答申



伊 都 第 251 号 平成30年 2月21日

伊勢崎市都市計画審議会 会長 森田 哲夫 様

伊勢崎市長 五十嵐 清隆 (都市計画部都市計画課)

都市計画案ほかの諮問について(依頼)

下記の都市計画案ほかについて貴会に諮問いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

記

#### (諮問事項)

- 1. 都市計画案件
  - 1) 伊勢崎都市計画下水道の変更 (伊勢崎公共下水道) について 「伊勢崎市決定案件」
  - 2) 伊勢崎都市計画地区計画の変更(喜多町地区)について 「伊勢崎市決定案件」
  - 3) 伊勢崎都市計画地区計画の変更(伊勢崎駅周辺地区) について 「伊勢崎市決定案件」
  - 4) 赤堀都市計画地区計画の変更 (多田山産業団地) について 「伊勢崎市決定案件」
- 2. その他案件

伊勢崎市立地適正化計画について

### (協議事項)

法令改正に伴う都市計画の変更における取扱いについて

### (報告事項)

伊勢崎市都市計画審議会議事運営規則の一部改正について

一以上一



平成30年3月6日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆 様

伊勢崎市都市計画審議会会長 森田 哲夫



# 答申書

伊勢崎市都市計画審議会条例第2条の規定により、平成30年2月21日付、伊都第251号で諮問のありました下記の諮問事項について、原案のとおり可決したので答申します。

記

# 諮問事項

- 1 都市計画案件(伊勢崎市決定案件)
  - (1) 伊勢崎都市計画下水道の変更 (伊勢崎公共下水道) について
  - (2) 伊勢崎都市計画地区計画の変更(喜多町地区) について
  - (3) 伊勢崎都市計画地区計画の変更 (伊勢崎駅周辺地区) について
  - (4) 赤堀都市計画地区計画の変更 (多田山産業団地) について
- 2 その他案件
  - (5) 伊勢崎市立地適正化計画について

一以上一

# ■用語の解説



#### 〇居住調整地域(きょじゅうちょうせいちいき)

居住調整地域は、居住誘導区域内などにおいて住宅地化を進める、または居住誘導区域外での開発を抑制することで将来的に道路や水道等の公共投資を軽減すること等を目的に、立地適正化計画の区域のうち、市街化調整区域ではない居住誘導区域外に定めることができる区域です。

居住調整地域が定められた区域は、一定規模以上の住宅の開発行為と建築等行為に、開発許可制度が適用されることになります。

## ○公共基盤ストック(こうきょうきばんすとっく)

公共投資によって形成された道路や鉄道等の基幹交通施設、上下水道、電気、ガス等の供給処理 施設、情報通信施設、公園等の施設全般を「公共基盤」といい、これまで蓄積されてきた公共基盤 を「公共基盤ストック」と呼びます。

#### ○交通結節点(こうつうけっせつてん)

鉄道やバスなどの様々な交通手段を結びつけ、相互の円滑な利用を促す役割のことを「交通結節機能」といい、鉄道駅やバスターミナル、インターチェンジなど、その役割を担う場所を「交通結節点」と呼びます。

#### ○公的不動産(こうてきふどうさん)

「公的不動産」は、国土交通省が提唱する地方公共団体が所有する不動産を表す言葉で、PRE (Public Real Estate) とも使われています。国土交通省は「PRE戦略」として、地方公共団体が所有する不動産(公的不動産)を地方公共団体の貴重な資産として捉え、これをより戦略的に管理及び運用するために、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運用を推進しています。



#### ○市街化区域(しがいかくいき)

市街化を促す区域のことで、都市計画区域の中で既に市街地を形成している一団の区域や、今後、 優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。市街化区域には、土地利用を適切に誘導するため に用途地域を指定することになっています。

#### ○市街化調整区域(しがいかちょうせいくいき)

自然環境や農業などを保全するために、市街化を抑制する区域です。原則として用途地域を定めず、開発行為等は許可を受けなければ行うことができないことになっています。

#### ○市街地空洞化(しがいちくうどうか)

都市の中心の密集地から開発が外縁部へ移動し、その結果、住民や生産や消費活動の多くが郊外 に移転する現象をいいます。

### 〇市街地開発事業(しがいちかいはつじぎょう)

都道府県や市町村、地権者による組合などが事業主体となって、建物や施設を単体で建築するだけではなく、道路や公園などの公共施設と併せて宅地開発を行うもので、一定の広がりのある地域を面的に開発する事業をいいます。(土地区画整理事業も市街地開発事業に該当します。)

## ○自然増・自然減(しぜんぞう・しぜんげん)

「自然動態」の増減をそれぞれ自然増、自然減といいます。「自然動態」とは、一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きをいいます。

## ○社会資本(しゃかいしほん)

道路、鉄道、空港、港湾、公園・緑地、下水道、など産業や生活の基盤となる公共施設全般を指して「社会資本」といいます。

#### ○集団的農地(しゅうだんてきのうち)

良好な営農条件を備えている農地が、集団的に存在するおおむね10へクタール以上の規模となる 一団の農地で、農業以外の土地利用が制限されます。

#### ○社会増・社会減(しゃかいぞう・しゃかいげん)

「社会動態」の増減をそれぞれ社会増、社会減といいます。「社会動態」とは、一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動きをいいます。

#### ○線引き(区域区分)(せんびき(くいきくぶん))

都市の無秩序な市街化を防止し、効率的な都市環境の整備を図るため、市街化を促進する「市街 化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に都市計画区域内を区分する制度です。「区域区 分」ともいいます。一方、「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しない場合は「非線引き」 といいます。

# た

## ○地域地区(ちいきちく)

都市には、多くの人が住み、また多くの色々な建築物があります。その色々な建築物が無秩序に乱立してしまうとそれぞれの機能を発揮できないばかりでなく、生活環境の悪化を招く恐れがあります。そこで、土地の合理的な利用を図るため、都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに対するルールを決める地区を「地域地区」といいます。(用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域も地域地区に該当します。)

#### ○中核病院(ちゅうかくびょういん)

複数の診療科や高度な医療機器を備えた、地域の医療の中核を担う病院です。

# **〇DID(人口集中地区)**(でいーあいでいー(じんこうしゅうちゅうちく))

DIDは、人口集中地区(Densely Inhabited District)の略です。これは、国勢調査結果をもとに、原則として一定以上の人口密度(1平方キロメートル当たり4,000人以上)の区域が互いに隣接して5,000人以上となる地域をいいます。

## ○特定用途制限地域(とくていようとせいげんちいき)

非線引き都市計画区域の用途地域を定めていない地域において、良好な環境を形成・保持するために、環境に支障を与えるおそれのある建築物等を定め、その立地を規制する地域をいいます。

#### ○特別用途地区(とくべつようとちく)

都市計画法に決められた用途地域は、規制内容も都市計画法と建築基準法により全国一律に定められていることから、地域の実態に即した規制が難しい場合があります。このため、用途地域内において、地域の実情にあわせて、地方公共団体の条例により建築物の建築を規制・緩和できるようにした地区を「特別用途地区」といいます。

#### ○都市機能(としきのう)

都市で営まれる活動を構成する機能全般をいい、例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」が含まれます。

#### ○都市基盤施設(としきばんしせつ)

都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設として、道路や鉄道等の基幹交通施設、上下水道、電気、ガス等の供給処理施設、情報通信施設、公園等の施設全般を指して、「都市基盤施設」といいます。

#### **〇都市計画マスタープラン**(としけいかくますたーぷらん)

人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標 を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるものです。

#### ○都市計画基礎調査(としけいかくきそちょうさ)

おおむね5年ごとに、都市計画区域について、人口、産業、市街地面積、土地利用、交通量などの現況と将来の見通しについて行っている調査です。

#### ○都市計画区域(としけいかくくいき)

都市計画を決めるにあたっては、まず「都市」の範囲を明らかにしなければなりません。そこで、 市街地から郊外の農地や山林に至るまで、人や物の動き、都市の発展を予測し、地形などからみて、 「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全」すべき区域を、「都市計画区域」として都道府 県が指定します。

## 〇都市構造(としこうぞう)

都市の骨格を形成する、土地利用、幹線道路、主要施設などの配置や形態を示すものです。

#### ○都市再生特別措置法(としさいせいとくべつそちほう)

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の 高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定め た法律です。

#### ○土地区画整理事業(とちくかくせいりじぎょう)

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。

# な

### **〇二次医療圏**(にじいりょうけん)

医療法の規定により都道府県において、概ね広域市町村圏に設定される区域で、主として一般の 入院医療を提供する区域です。

### 〇農振農用地(のうしんのうようち)

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、指定される農業振興地域における農業上の利用を 確保する必要がある土地について、農業振興地域整備計画に定める区域内の農地です。

農振農用地は農業以外の土地利用が制限されるだけでなく、農地、採草放牧地、混牧林地、農業 用施設用地のいずれかに指定された用途以外の土地利用も制限されます。

### 〇農用地区域(のうようちくいき)

農用地区域は、農業振興地域における農業上の利用を確保する必要がある土地について、農業振興地域整備計画において定める区域です。区域内の土地は農業以外の土地利用が制限されるだけでなく、農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地のいずれかに指定された用途以外の土地利用も制限されます。

# は

#### **〇パーソントリップ調査**(ぱーそんとりっぷちょうさ)

一定の地域における人の動きを調べ、交通手段の実態を把握する調査です。交通実態調査とも言われ、個人の1日における移動状況を把握することにより、「どの交通手段が」「どのような人によって」「いつ」「どのような目的で」「使われているか」を調べることができます。

## ○保安林(ほあんりん)

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限されます。



#### 〇メッシュ(めっしゅ)

地域間比較を容易にする目的で設定された、ある範囲の地域を一定の周長に囲まれたマス目で細分化したもので、マス目毎に集計を行うことに用いられます。



# ○用途地域(ようとちいき)

似たような使われ方をしている土地が集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができます。しかし、種類の異なる使われ方をしている土地が混在していると、互いの生活環境や業務の利便が悪くなります。そこで、土地の使われ方の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める地域を「用途地域」といいます。